

1 届出を要する行為と規模

(1) 届出を要する行為

一般地区および眺望保全地区において、届出を要する行為は次のとおりです。

対象行為と規模		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積500㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)	高さ10mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥擁壁、さく、堀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	⑪①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(②に掲げるものにあつては30m)を超えるもの
	⑫太陽光発電設備(同一敷地内若しくは一団の土地又は水上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
	⑬その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの

対象行為と規模	
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの 又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘採その他土地の形質の変更	5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 <small>たい</small>	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの 又はその高さが5mを超えるもの

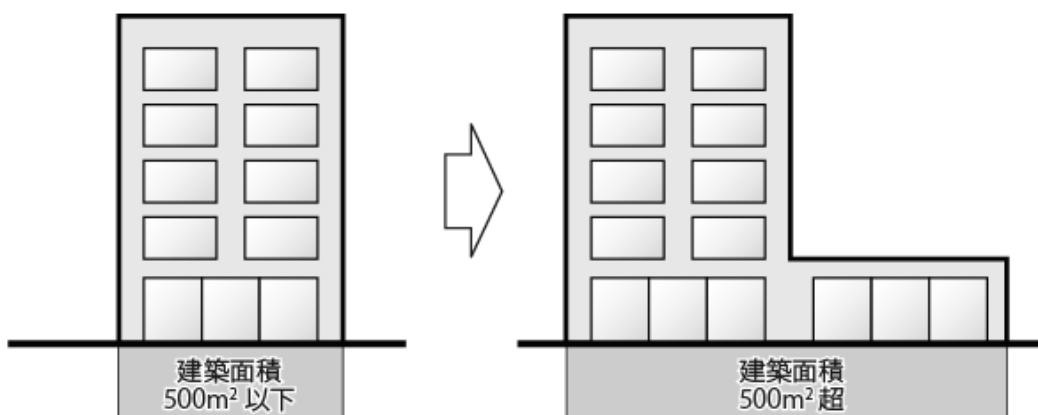
※増築・改築などを行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合届出が必要となります。

① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

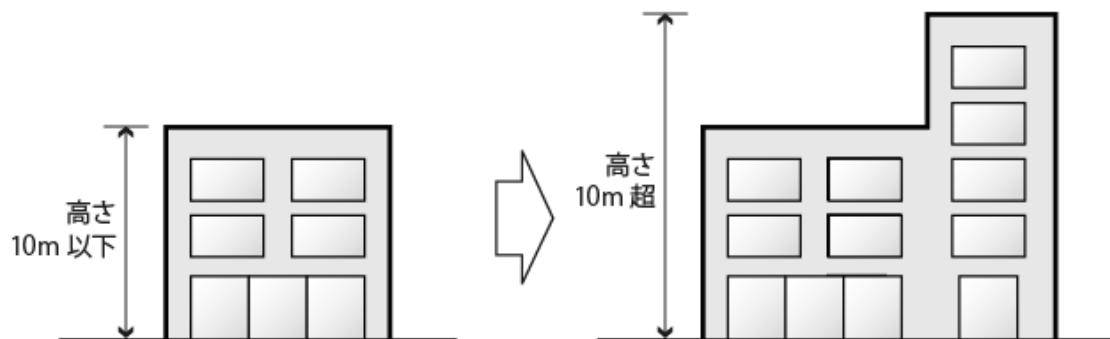
高さ 10m を超えるもの又は建築面積 500 m² を超えるものの新築



増築後の建築面積が 500 m² を超える場合（増築部分の面積が 10 m² 超の場合に限る）

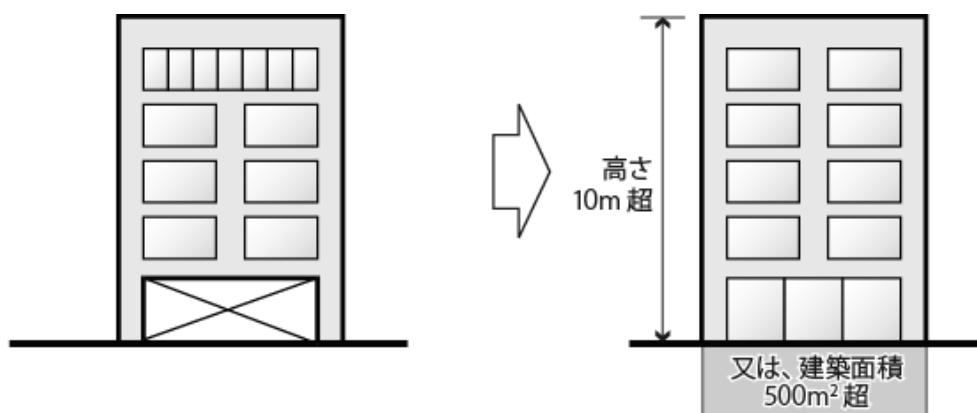


増築後の高さが 10m を超える場合（増築部分の面積が 10 m² 超の場合に限る）

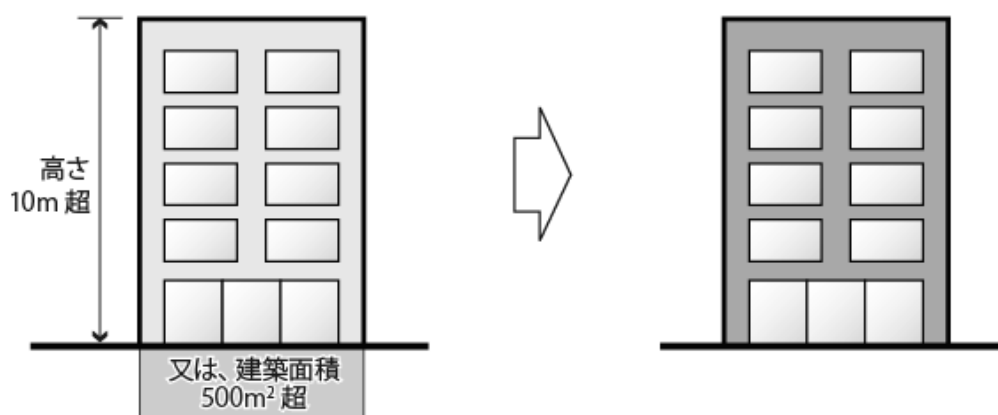


① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

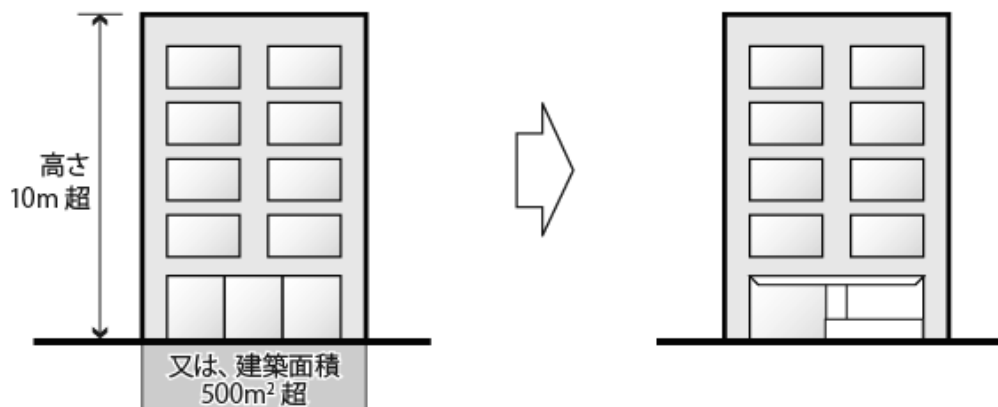
高さ10mを超えるもの又は建築面積500㎡を超える改築・移転をする場合
(改築については、外観を変更する部分が10㎡超の場合に限る)



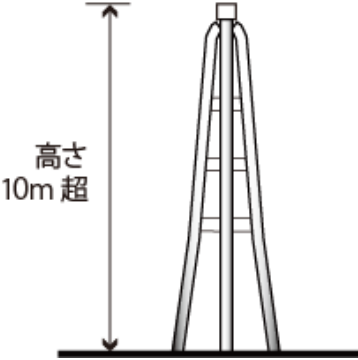
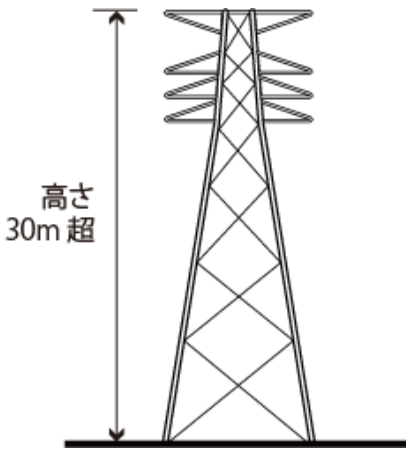
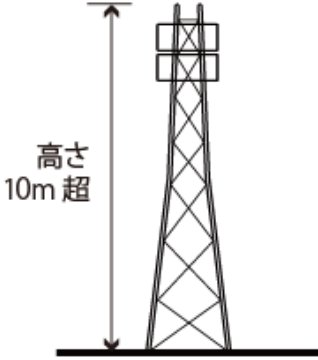
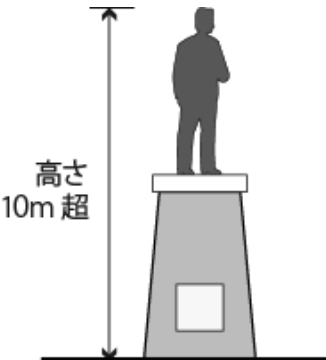
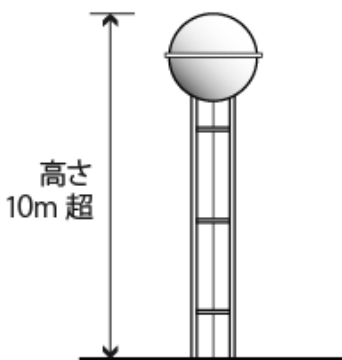
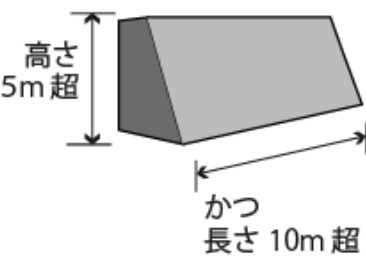
高さ10mを超えるもの又は建築面積500㎡を超える建築物の色彩の変更を行い、
外観を変更する場合 (変更部分の面積が10㎡超の場合に限る)



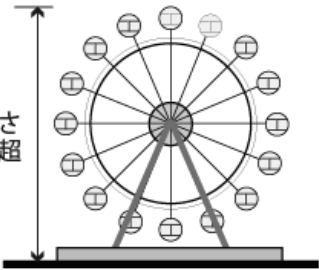
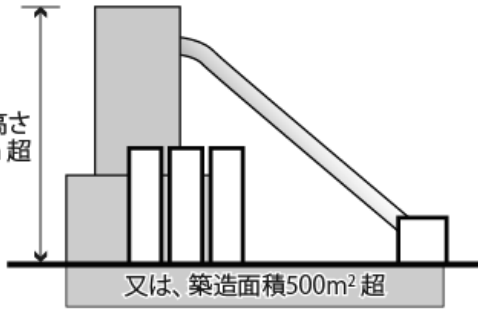
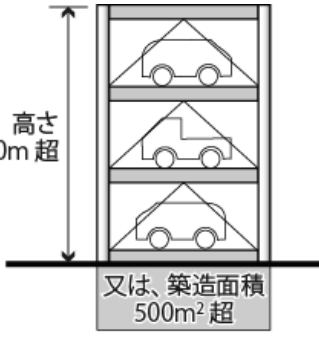
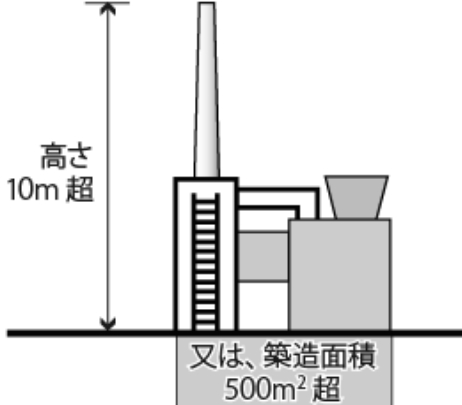
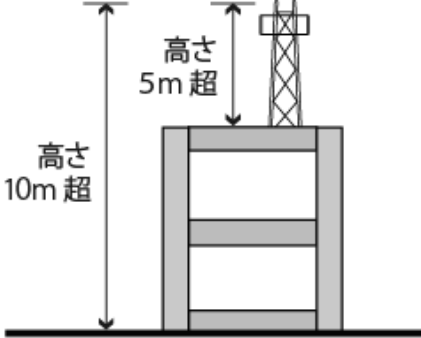
高さ10mを超えるもの又は建築面積500㎡を超える建築物の修繕を行い、
外観を変更する場合 (変更部分の面積が10㎡超の場合に限る)



② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

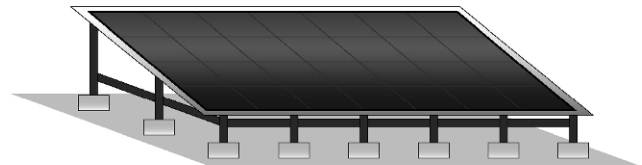
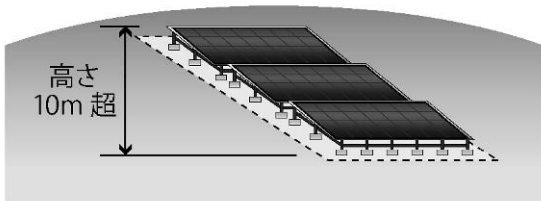
<p>ア 志摩市景観規則 第3条第1号</p> <p>煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもので高さ10mを超えるもの</p> 	<p>イ 志摩市景観規則 第3条第2号</p> <p>架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さ30mを超えるもの</p> 	<p>ウ 志摩市景観規則 第3条第3号</p> <p>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さ10mを超えるもの</p> 
<p>エ 志摩市景観規則 第3条第4号</p> <p>装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)で高さ10mを超えるもの</p> 	<p>オ 志摩市景観規則 第3条第5号</p> <p>高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもので高さ10mを超えるもの</p> 	<p>カ 志摩市景観規則 第3条第6号</p> <p>擁壁、柵、塀で高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの</p> 

② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

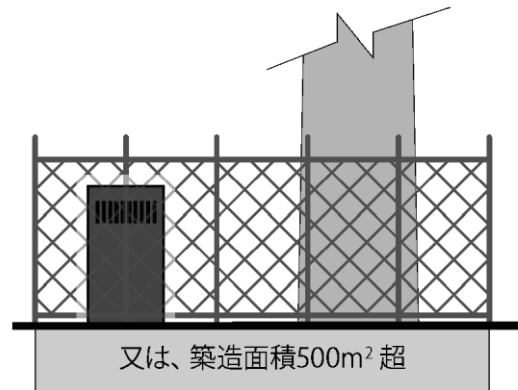
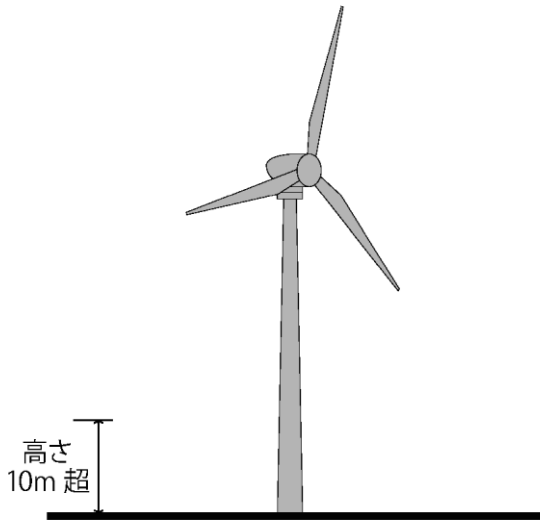
<p>キ 志摩市景観規則 第3条第7号</p> <p>ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設で高さ10mを超えるもの</p> 	<p>ク 志摩市景観規則 第3条第8号</p> <p>アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもので高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの</p> 	<p>ケ 志摩市景観規則 第3条第9号</p> <p>自動車車庫の用途に供するもので高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの</p> 
<p>コ 志摩市景観規則第3条第10号</p> <p>汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもので高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの</p> 	<p>サ 志摩市景観規則第3条第11号</p> <p>アからコに掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもので、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ5mを超え、かつ、高さ10mを超えるもの（イに掲げるものにあつては30mを越えるもの）</p> 	

シ 志摩市景観規則第3条第12号

太陽光発電設備(同一敷地内若しくは一団の土地又は水上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備で、高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの



又は、築造面積500㎡超



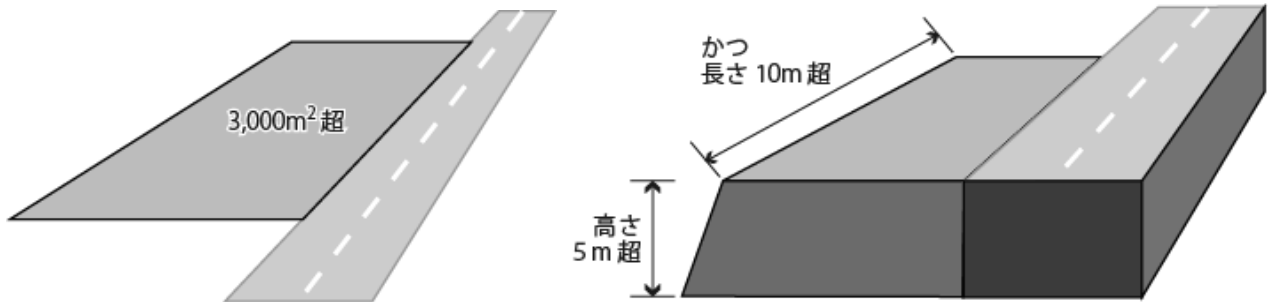
又は、築造面積500㎡超

ス 志摩市景観規則第3条第13号

その他の工作物で、高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの

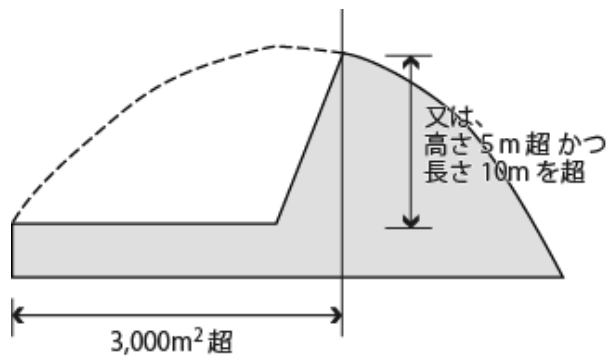
③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）

行為に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが 5 m を超え、かつ、長さ 10m を超えるもの



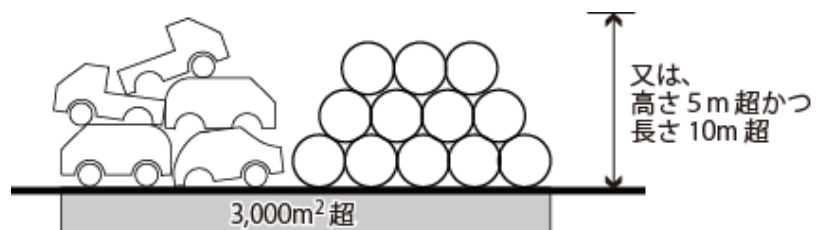
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

行為に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが 5 m を超え、かつ、長さ 10m を超えるもの



⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積

行為に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの又はその高さが 5 m を超えるもの



(2) 届出を要しない行為

景観計画区域における、届出を要しない行為は次のとおりです。

- ① 景観法第16条第7項各号に規定する行為
- ② 景観法第16条第7項第11号に基づく志摩市景観条例に規定する行為

- 前頁の届出を要する行為における規模に満たない行為
- 軽微な行為
 - ・ 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの
 - ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
 - ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積^{たい}で、その期間が90日を超えて継続しないもの
- 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられているもの
 - ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項の規定により許可を受けて行う行為
 - ・ 自然公園法第10条1項から3項の規定に基づく公園事業の執行、第16条第1項から第3項若しくは第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は第68条第1項の規定による協議に係る行為
 - ・ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可を受け、河川法（昭和39年法律第167号）第25条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に限る。）

(3) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とします。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更